

会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は定款第5条及び第7条に基づき、一般社団法人新潟県言語聴覚士会（以下「本会」という。）の会員と入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本会の会員は定款第5条に定めるとおり、正会員、準会員、学生会員、賛助会員の4種とする。

2 前項に規定する正会員で以下の各号すべてを満たす者は、申請することにより、永年会員と称することができる。

(1) 20年以上連続して正会員であること

(2) 年度開始日に満65歳以上であること。ただし、満60歳を超え、所属する職場を退職、または嘱託職員などへの身分変更のあった場合は理事会の承認を得て永年会員と認めることができる。

3 格別な理由があると理事会が認めた場合、正会員は年度を単位として休会することができる。ただし、休会の理由が消滅したときには速やかに復会しなくてはならない。

(入会金及び年会費)

第3条 本会に正会員として入会又は再入会するときには、入会金2,000円並びに年会費を納入しなければならない。なお、未納会費のある者が再入会する場合には、別途未納会費に相当する額を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生会員であった者が正会員として入会する場合には、入会金は免除する。

3 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員 10,000円

(2) 準会員 2,000円

(3) 学生会員 1,000円

(4) 賛助会員 10,000円

(5) 永年会員(正会員) 1,000円

(改廃)

第4条 この規程の改廃は社員総会の決議を経て行う。